

入 札 説 明 書

碧南市の八村川第一排水区雨水管渠布設工事（第2工区）（週休2日）に係る公告に基づく、一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 対象工事

- (1) 契約番号 5071000028
- (2) 工 事 名 八村川第一排水区雨水管渠布設工事（第2工区）（週休2日）
- (3) 本工事は、住宅密集地で施工する難易度の高い工事であるため、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する事前審査型総合評価（特別簡易型）落札方式とする。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。

3 提出書類（電子調達システムによるもの以外）

- (1) 提出を要する書類
 - ア 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式1）【必須】
 - イ 企業評価対象工事の施工実績調書（別紙1）【必須】
 - ウ 企業における工事成績調書（別紙2）【必須】
 - エ 配置予定技術者調書（別紙3）【必須】
 - オ 地域内における工事の施工実績調書（別紙4）（加算を受けようとする時）【任意】
 - カ ISO9001に認証されていることが判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】

- キ 完全週休2日制工事に取り組んだことが判る完了検査結果通知書（加算を受けようとする時）【任意】
- ク 就労環境整備の取組が判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- ケ 若年層の雇用が判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- コ CPDにおける単位取得証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- サ 碧南市災害復旧協議会登録等証明書（加算を受けようとする時）【任意】
- シ 碧南市消防団在籍者調書（加算を受けようとする時）（別紙5）【任意】
- ス ISO14001に認証されていることが判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- セ 男女共同参画社会等実現へ向けた取組が判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- ソ 更生保護の協力雇用主登録が判る証明書類（加算を受けようとする時）【任意】
- タ 障害者雇用状況報告書（加算を受けようとする時）【任意】
- なお、提出書類に関しては、内容確認等のためヒアリングを行う場合がある。

(2) 受付期間

令和7年4月16日（水）から4月21日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

碧南市総務部行政課

郵便番号 447-8601

住所 碧南市松本町28番地

電話番号 0566-95-9871（ダイヤルイン） 内線246

4 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

各評価項目については、下記の評価基準に基づき加点及び減点するものとする。

ア 企業の技術力に関する事項（配点14点）

評価項目	評価基準	加算点
企業評価対象工事の施工実績 【県内過去5年間】	3件以上	3点
	2件	2点
	1件	1点

※ 1、※ 2	0 件	0 点
工事成績評定 【市内過去 3 年における工事成績評 定平均点】 ※ 3	平均 8 0 点以上	4 点
	平均 7 8 点以上 8 0 点未満	3 点
	平均 7 6 点以上 7 8 点未満	2 点
	平均 7 4 点以上 7 6 点未満	1 点
	平均 7 4 点未満	0 点
碧南市発注の過去 5 年間の同種工事 における評定点が 8 0 点以上の実績 ※ 4	2 件以上	2 点
	1 件	1 点
	0 件	0 点
I S O 取得の有無 【I S O 9 0 0 1】※ 5	有	1 点
	無	0 点
碧南市優良工事施工業者表彰の有無 【過去 5 年間】 ※ 6	3 回以上	3 点
	2 回	2 点
	1 回	1 点
	無	0 点
碧南市発注の過去 3 年間の同種工事 における評定点が 6 5 点未満の実績 ※ 7	6 5 点未満の評定点 1 件につ き - 1 点	-
若年層の雇用 【正規社員（採用時に 2 9 歳以下）の 雇用実績に応じて加点する。該当する 正規社員については、同一企業での再 雇用は認めない。また、落札決定時点 で、雇用が継続していること。評価対 象期間は、加算点申告表を提出する日 の前日から過去 5 年間（6 0 ヶ月）と する。】※ 8	有	1 点
	無	0 点

※ 1 企業評価対象工事とは、最終契約金額が 3, 5 0 0 万円以上の土木一式工事
 で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県、国又は特殊法人等（公

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。)が発注した工事を元請として施工したものとする。ただし、共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が3,500万円以上となるものとする。

※2 県内過去5年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県、国又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。）が発注した工事で、令和2年度から令和6年度に引渡した案件とする。

※3 市内過去3年間とは、碧南市が発注した工事のうち、最終契約金額が3,500万円以上の土木一式工事で、元請として施工し、令和4年度から令和6年度に引渡した案件とする。

※4 最終契約金額が500万円以上で、建設業法別表第1に掲げる工事の種類が当該工事と同じ種類とする。

※5 入札公告日において、入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること。

※6 表彰年度が、令和2年度から令和6年度を対象とする。

※7 当初予定価格が130万円以上で、建設業法別表第1に掲げる工事の種類が当該工事と同じ種類とする。

※8 正規職員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料（健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

イ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点12点）※1

評価項目	評価基準	加算点
技術者評価対象工事の施工実績 【県内過去10年間】※2、※3	有	1点
	無	0点
工事成績評定 【市内過去3年間の最高点】 ※4	84点以上	6点
	82点以上84点未満	5点
	80点以上82点未満	4点
	78点以上80点未満	3点

	76点以上78点未満	2点
	74点以上76点未満	1点
	74点未満	0点
碧南市発注の過去5年間の同種工事 における評定点が80点以上の実績 ※5	2件以上	2点
	1件	1点
	無	0点
資格保有 【土木施工管理技士】	1級	2点
	2級	1点
	無	0点
継続教育 【CPD（継続教育）における1年間 推奨単位の取得状況】※6	取得	1点
	1／2以上取得	0.5点
	1／2未満取得	0点

※1 配置予定技術者の変更は、死亡・傷病・出産・育児・介護又は退職等のやむを得ない場合を除き、原則認めない。

※2 技術者評価対象工事とは、最終契約金額が3,500万円以上の土木一式工事で、施工実績とは、愛知県内における、碧南市、愛知県、国又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。）が発注した工事を元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工したものとする。ただし、共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が3,500万円以上となるものとする。

※3 県内過去10年間とは、愛知県内における、碧南市、愛知県、国又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。）が発注した工事で平成27年度から令和6年度に引渡した案件とする。

※4 市内過去3年間とは、碧南市（区画整理組合等含まない）が発注し、最終契約金額が500万円以上の建設業法別表第一の建設工事の種類が土木一式工事を、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工し、令和4年度から令和6年度に引渡した案件とする。

※5 最終契約金額が500万円以上で、建設業法別表第1に掲げる工事の種類が当該工事と同じ種類とする。

※6 建設系CPD協議会加盟団体によるCPD、CPDSの1年間の推奨単位に対する取得割合に応じて加点する。令和5年4月1日から令和7年3月24日のうち、任意の1年間（12カ月）での推奨単位とする。取得した単位の種別は問わないが2団体以上である場合、推奨単位に対する取得単位の割合は団体毎に計算し、その最高値による配点を実績として評価の対象とする。ただし、1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算（各団体の推奨単位÷対象期間）し推奨単位とする。建設系CPD協議会加盟団体が発行する単位取得証明書の写し（取得単位が分かるもの）を提出すること。

ウ 地域精通度及び貢献度に関する事項（配点13点）

評価項目	評価基準	加算点
地域内での拠点の有無	碧南市に本店有	2点
	碧南市に支店又は営業所有	1点
	碧南市に本店、支店、営業所無	0点
碧南市災害復旧協議会への参加割合 【令和6年度実績】 ※1	75%以上	2点
	50%以上75%未満	1点
	50%未満	0点
碧南市消防団在籍者 【令和7年度在籍者】 ※2	2人以上	2点
	1人	1点
	0人	0点
地域内における工事の施工実績 【市内過去3年間】※3、※4	有	1点
	無	0点
ISO取得の有無 【ISO14001】※5	取得 有	1点
	取得 無	0点
完全週休2日制工事への取組 【前々年度の4月1日から前年度の3月31日までに碧南市発注の完全	有	1点

週休２日制工事を達成した場合（完全週休２日制工事取組証明の日付が評価対象期間内のもの）、加点する。】	無	０点
就労環境整備の取組 【次の取組を行っている場合 ①愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録 ②くるみん、プラチナくるみん又はトライくるみんの認定】※６	取組が２つ	１点
	取組が１つ	０．５点
	無	０点
男女共同参画社会等実現へ向けた取組状況 【次の取組を行っている場合 ①あいち女性輝きカンパニーの認定 ②えるぼし又はプラチナえるぼしの認定】※６	取組が２つ	１点
	取組が１つ	０．５点
	無	０点
更生保護の協力雇用主登録 【次の証明書の提出があった場合 ①協力雇用主に関する証明書 ②保護観察対象者等の雇用に関する証明書】※７	雇用実績及び協力雇用主登録あり	１点
	協力雇用主登録あり	０．５点
	上記以外	０点
法定雇用率を超える障害者雇用 【障害者雇用状況報告書の写し及び障害者手帳の写しの提出があった場合】※８	有	１点
	無	０点

※１ 入札公告日から条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書の提出期限末日までの日において、碧南市災害復旧協議会設置規程に基づく碧南市災害復旧協議会の委員であり、令和６年度における協議会活動への参加割合とする。

※２ 令和７年度において、役員又は社員（契約社員、アルバイトは除く）が碧南市消防団（消防予備隊含む）に在籍していること。

- ※3 地域内における企業の工事の施工実績とは、碧南市内における、碧南市（区画整理組合等含まない）が発注した最終契約金額が130万円超の工事を元請として施工したものとする。ただし、共同企業体としての実績は、構成員としての出資比率が20%以上のものとし、契約金額を出資割合で按分した額が130万円以上となるものとする。
- ※4 市内過去3年間とは、碧南市内における、碧南市（区画整理組合等含まない）が発注した工事で、令和4年度から令和6年度に引渡した案件とする。
- ※5 入札公告日において、入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること。
- ※6 認定書等に記載の認証年月日が、入札参加申請日以前のものについて評価の対象とする。
- ※7 協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主）として、入札参加申請日時点で名古屋保護観察所に登録があれば評価の対象とする。その際、名古屋保護観察所が発行する「協力雇用主に関する証明書」を取得し証明資料として提出すること。雇用実績は、同一人物について加算点申告表を提出する日の前日時点から過去1年の間に連続して3ヶ月以上雇用（雇用期間の一部又は全部が過去1年に含まれていること）があれば評価の対象とする。その際、名古屋保護観察所が発行する「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」を取得し証明資料として提出すること。
- ※8 法定雇用率とは、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、入札参加申請日直近の障害者雇用状況報告書で確認する。雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、1人以上雇用があれば評価の対象とする。

(2) 総合評価の方法

- ア 入札参加資格があると認められたものには標準点を与え、上記（1）の評価項目ごとに提出された書類の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の合計の最大は39点とする。
- イ 総合評価は、標準点と（1）によって得た加算点の合計を当該入札参加者の入札

価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）により評価する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点 } 100 \text{ 点} + \text{加算点の合計}) / \text{入札価格} \times 10,000$$

(3) 提出書類及び留意事項

提出書類については、(1)に記載の事その他、下記の事項に留意して作成すること。

提出書類名称	留意事項
企業評価対象 工事の施工実績調書 (別紙1) 【必須】	(条件) 1 条件にあてはまる工事を記載し、当該工事が確認できる（契約書の写し、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）ものを添付すること。 2 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。
企業における 工事成績調書 (別紙2) 【必須】	(条件) 1 条件にあてはまる工事を全て記載すること。 2 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。
配置予定技術者調書 (別紙3) 【必須】	(条件) 1 条件にあてはまる工事を記載し、当該工事が確認できるもの（契約書の写し、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）を添付すること。 2 工事成績評定点の確認できる成績書等を添付すること。 3 配置予定技術者の保有資格に関して確認できる資格者証の写しを添付すること。
地域内における工事の施工実績調書 (別紙4) 【任意】	(条件) 1 条件にあてはまる工事施工実績を記載し、当該工事が確認できる（契約書の写し、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）ものを添付すること。
その他の資料 【任意】	1 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、入札に参加する本店、支店又は営業所がISO9001に認証されているものは、認証されていることが判る証明書類を提出するこ

	と。 2 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、完全週休2日制工事に取り組んだものは、完了検査結果通知書を提出すること。 3 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、就労環境整備に取り組んだものは、取り組んだことが判る証明書類を提出すること。 4 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、若年層の雇用があるものは、雇用が判る証明書類を提出すること。 5 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、C P Dにおける単位取得があるものは、単位取得が判る証明書類を提出すること。 6 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、碧南市災害復旧協議会設置規程に基づく碧南市災害復旧協議会（以下「協議会」という。）の委員であり、<u>令和6年度</u>における協議会活動への参加割合が75%以上又は50%以上の実績を有するものは、協議会の発行する碧南市災害復旧協議会登録等証明書を提出すること。 7 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、<u>令和7年度</u>において、役員又は社員（契約社員、アルバイトは除く）が、碧南市消防団（消防予備隊含む）に在籍しているものは、雇用を証する書類及び別紙5の碧南市消防団在籍者調書を提出すること。 8 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、入札に参加する本店、支店又は営業所がISO14001に認証されているものは、認証されていることが判る証明書類を提出すること。 9 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、男女共同参画社会等実現へ向けた取組があるものは、取組が判る証明
--	---

	書類を提出すること。
	10 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、更生保護の協力雇用主登録があるものは、登録が判る証明書類を提出すること。
	11 当該評価項目において、加算を受けようとする場合で、障害者雇用があるものは、雇用状況が判る証明書類を提出すること。

(4) 評価項目の審査

加算点は、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加申請書及び添付書類に基づき、(1)の評価基準で審査して算出するが、提出書類のみでは判断ができない場合は、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合でも書類の再提出は認めない。また、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は、加算対象とはならない。

なお、故意に虚偽の記載を行なうなど明らかに悪質な行為が判明した場合には、競争入札参加停止等措置を講ずる場合がある。

(5) 落札者の決定方法

ア 総合評価は、下記の条件を満たす入札を行なった者のうち(2)のイによって算出した評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、落札者となるべき者の入札価格が碧南市低入札価格調査実施要領第4条の低入札調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする場合がある。

(ア) 発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしていること。

(イ) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 碧南市低入札価格調査実施要領に基づき、低入札調査基準価格及び失格基準を設定する。落札者となるべき者の入札金額が、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準以上の価格で入札が行われた場合は低入札価格調査(以下、「調査」という。)を行うものとする。調査の対象となった者は調査に協力すること。なお、調査に応

じない者及び失格基準を下回る入札をした者は、落札者とししない。

ウ 落札者の決定は、落札者決定後、速やかに通知する。

エ 評価値及び加算点は、入札執行結果に合わせて公表する。

(6) その他

ア 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された技術資料等については、返却しない。

ウ 総合評価に関する審査結果を除き、提出された資料等は公表しない。